長泉町こども交流センター運営業務委託仕様書

1　業務名

長泉町こども交流センター運営業務委託

2　目的

本仕様書は、長泉町（以下「発注者」という。）が受注者に対して、長泉町こども交流センターの運営を委託するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

3　委託期間

契約締結日から令和12年３月31日まで

※契約締結日から令和９年３月31日までは、委託準備期間とし、事務員、保育士等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認、運営体制の確立、定期利用型保育開始に伴う受入れ準備等を行うものとする。なお、当該準備期間中に発生した経費については、受注者の負担とする。

4　実施場所

長泉町こども交流センター（愛称：パルながいずみ）

静岡県駿東郡長泉町中土狩539番地　フレスポ長泉Ａ棟２階

5　施設概要

名称	長泉町こども交流センター（愛称：パルながいずみ）
開設年月日	平成29年４月14日
施設設置根拠	長泉町こども交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例
内容	子育て支援センターと児童館の機能を併せ持つ施設 プレイホール、事務室、相談室、授乳室、旧一時預かり室、飲食ルーム、給湯室、職員更衣室、トイレ、幼児用トイレ、多目的トイレ、飲水コーナー、手洗いうがいコーナー、一時預かりスペース
延べ床面積	833.32㎡

6　開所時間及び休所日

⑴　開所時間

午前７時15分から午後６時15分まで

⑵　休所日

毎月第１火曜日（祝日の場合は、第２火曜日）、１月１日から同月４日まで及び12月28日から同月31日まで

※ただし、定期利用型保育事業は、第１火曜日（祝日の場合は、第２火曜日）、12月28日、１月４日についても実施するものとする。

7　事業実施日及び時間

⑴　プレイホール、育児相談、ファミリー・サポート・センター

午前９時から午後４時45分まで

⑵　一時預かり事業

ア　定期利用型保育事業

・月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

午前７時15分から午後６時15分まで

・土曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

午前７時30分から午後５時30分まで

イ　一時保育事業

午前９時から午後６時15分まで

⑶　子育てコンシェルジュ

週５日（原則として月曜日から金曜日まで）

午前９時から午後４時まで

※実施日については、相談者等のニーズを捉え、柔軟な対応を行うことも可

8　業務内容

⑴　長泉町こども交流センターの事業運営及び施設管理に関する業務（別紙１）

⑵　一時預かり事業に関する業務（別紙２）

⑶　ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）に関する業務（別紙３）

⑷　子育てコンシェルジュ（利用者支援事業）に関する業務（別紙４）

⑸　児童虐待に関する報告又は相談

⑹　施設の利用方法、実施講座等を周知するホームページ等の作成及び運営

⑺　職員の育成

ア　各事業に従事する職員の確保及び育成

イ　採用職員又は採用予定職員に対して必要な研修の実施

⑻　設備・管理に関すること。

ア　設備の点検、安全及び環境意識の向上

イ　備品の確認及び管理

ウ　消耗品の確認及び管理

エ　火災、盗難その他事故の防止

オ　個人情報の流出防止

カ　災害・危機管理への対応

キ　防災計画の策定及び防災管理者の認定

ク　避難訓練の実施（年12回）

ケ　施設の開閉、鍵の管理

コ　その他管理に必要な事務

9　法令等の順守

⑴　受注者は、児童福祉法及び関係法令、長泉町の例規を遵守し、児童福祉の向上に努めるものとする。

⑵　受注者は、業務の実施にあたり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

10　事故発生時の対応

受注者は、事故等が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに発注者に報告し、事故等の発生に対し、速やかに事故の原因等を究明し、今後の対応策と併せて発注者に報告すること。

11　貸与備品

発注者は、受注者に対し本委託業務遂行上必要な備品を無償で貸与し、受注者は善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

12　保険等の加入

本委託業務の実施にあたり、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。このため、損害賠償責任保険等、必要な損害保険に加入すること。

13　一般的損害

業務を行うにつき生じた損害（次項第２号に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰するべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

14　第三者に及ぼした損害

⑴　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

⑵　前号の規定にかかわらず、同号に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

⑶　その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

15　業務委託料の支払い

委託料の支払いは月払いとし、１回の支払額は、委託料年額を12回で均等に分割した額を履行の翌月に受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を最終支払月に加えて支払うものとする。また、一時保育事業については、委託料見積り前提条件に定める金額と１年間の実績との差額を最終支払月で精算するものとする。

16　状況報告及び現地調査

発注者は、事業の運営状況について受注者に報告を求めることができるとともに、必要に応じて現地調査を行うことができるものとする。

17　苦情等の対応

受注者は、事業の運営方法等について利用者から苦情等を受けた場合は、適切な対応を行い、誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果等を発注者に報告すること。

18　委託契約の解除

発注者は、受注者が行う運営業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合は、委託契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

⑴　受注者が、発注者が行う報告の請求、現地調査又は必要な指示に従わないとき。

⑵　受注者による運営を継続することが適当でないと発注者が認めたとき。

19　業務の引き継ぎ

委託期間の満了、委託契約の解除、又は新たな受注者が決定したときは、速やかに事業の運営に関する事務を整理し、発注者及び発注者が指定する者に対して業務の引き継ぎを行うこと。なお引き継ぎに要する経費については、受注者の負担とする。

20　守秘義務

⑴　受注者は、業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑵　受注者は、雇用した職員が個人情報を第三者に漏らすことのないよう、指導及び監督を行うこと。退職した職員も同様とする。

⑶　受注者が個人情報を取り扱うときは、長泉町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年長泉町条例第４号）及び長泉町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和５年長泉町規則第14号）に準拠して行うものとする。

21　費用負担区分

項目	費用区分	受注者	発注者
人件費	給与、手当、社会保険料、交通費及び福利厚生費	○	
報酬	嘱託医報酬（定期利用型保育に関わる健診費用）		○
報償費	各種業務及び講座等に関わる講師料	○	
消耗品等	消耗品（施設管理用品、その他保育等に必要な消耗品）	○	
	光熱水費		○

	施設や各種業務に関するパンフレットや報告書等の印刷費	○	
火災保険料	ファミリー・サポート・センターに関する保険料		○
通信運搬費等	各種業務に関する郵便料	○	
	電話料（固定電話）		○
	インターネット料金	○	
委託料	清掃業務委託（日常清掃、エアコン洗浄等）		○
	機械警備費用		○
	廃棄物処理費用		○
	木製遊具及びボルダリング点検費用		○
	入退所管理システム保守		○
	腸内細菌検査（一時預かり業務に従事する者に限る）	○	
賃借料	施設賃借料		○
	清掃用具賃借料		○
	マルチコピー機等リース料	○	
備品購入費	備品等の買い替え、整備に関する費用		○
負担金	女性労働協会負担金（ファミリー・サポート・センター）		○
その他	指導員にかかる経費（募集費、研修参加費、駐車場代等）	○	
	施設、設備等の構造上の瑕疵による損害		○
	受注者に過失がある施設、設備等の修繕	○	
	上記以外の施設、設備等の修繕		○
	ホームページ等の作成及び運営費	○	

22　その他

受注者は、この仕様書に規定するものの他、受注者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、発注者と協議し決定するものとする。

別紙１

長泉町こども交流センターの事業運営及び施設管理に関する業務

１　委託事業の基本内容

⑴　地域子育て支援拠点事業の実施について（平成26年５月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施すること。

⑵　長泉町こども交流センターの設置、管理及び使用料に関する条例（平成28年長泉町条例第26号）及び長泉町こども交流センターの設置、管理及び使用料に関する規則（平成28年長泉町規則第４号）に基づき施設管理を実施すること。

２　業務の具体的事項

⑴　長泉町こども交流センターの運営に関すること。

ア　来場者の入退所管理

・入退所システムにて使用するカードの交付

・紙での入退者の管理（入退所システムで管理できない場合に限る）

・施設利用に伴う注意事項等の説明

イ　室内環境（遊具、図書等を含む）の点検及び整備

ウ　感染症対策等の衛生管理の実施

エ　施設管理に必要な消耗品の管理及び購入

オ　親子の遊びの援助

・プレイホール等における親子への声かけや見守り、親子遊びの実施

カ　こどもや親子の交流の促進

・乳幼児と親を対象とした事業の実施

・小学生以上のこどもを対象とした事業の実施

キ　掲示物の管理

⑵　子育て等に関する相談、援助に関すること。

ア　電話又は対面での相談の実施

イ　相談内容の記録及び管理

ウ　相談内容記録及び相談件数の実績報告

⑶　地域の子育て関連情報の提供に関すること。

ア　地域の子育て支援サークル等の情報収集及び提供

イ　子育てフェスティバルの実施

・親子で参加できるイベント等の実施や遊びの場の提供

・町内の子育て支援サークル等と連携した事業の実施やサークル活動の周知

⑷　子育て支援に関する講座、イベント等の実施に関すること。

ア　子育て支援を目的とした講座、イベント等を月１回以上実施

イ　男性の育児参画を目的とした事業の実施

ウ　発注者と連携した健康育児相談等の実施（月１回程度）

エ　各講座、イベント等の講師等との調整

オ　チラシ、ＨＰ等で講座の周知の実施

カ　下記の子育て関連事業の継続実施（原則）

名称	事業内容
パルタイム	平日の午前及び午後の時間帯で１回ずつ 職員による手遊びや触れ合い遊び、わらべうたやリズム遊び等の実施、製作、職員劇等 季節の行事（七夕、夏祭り、運動会等）
小学生わくわくタイム	月１～３回程度 小学生以上を対象 アクティブゾーン（プレイホール内）やその他施設等を活用して小学生以上のスペースとして開放し、自由に遊べる場所と時間を提供する。
あかちゃんあそびた～いむ♪	月１回以上 ０歳児の子を持つ親を対象とした親子交流会

⑸　その他

ア　利用実績の報告

イ　近隣の子育て支援センターの会議への出席

ウ　清掃点検等の立会

エ　上記に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務

３　利用対象者

⑴　プレイホール　　０歳から18歳までの児童及び保護者

⑵　電話・面接相談　　18歳未満のこどもに関する相談者

＜プレイホール　利用実績＞

年度	年間利用者数	１日平均利用者数
令和８年度（８月末時点）	38,791人	262.1人
令和７年度	87,781人	254.4人
令和６年度	78,145人	227.2人

4　職員配置

次の職員数を基準に職員を配置すること。

施設長	その他職員
１名	常時５名

⑴　施設長は、長泉町こども交流センターの運営全般の責任者であり、一時預かり業務の責任者を兼ね、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者であって、児童相談業務、児童福祉等に関する豊富な経験や識見、能力を有すること。

⑵　その他職員は、保育士の資格を有する職員を３名以上置くこと。

別紙２

一時預かり事業に関する業務

１　委託事業の基本内容

⑴　定期利用型保育事業

ア　一時預かり事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施すること。

イ　対象となる児童は、町内在住の認可保育所等の利用保留児童で集団保育が可能な児童とする。

ウ　対象となる児童の利用時間は、１月当たりは292時間までとし、１日当たりは11時間の範囲内で、保育が必要な時間とする。

エ　対象児童の利用期間は、利用を開始した年度の年度末までとする。

⑵　一時保育事業

ア　長泉町一時保育事業実施要綱（平成29年長泉町告示第27号）及び一時預かり事業の実施について（平成27年７月17日雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施すること。

イ　１人につき１日１回とし、１回当たりの利用時間は３時間までとする。

２　対象児童の年齢及び利用定員

⑴　定期利用型保育事業　１歳児及び２歳児　10名

⑵　一時保育事業　　生後６ヵ月から未就学児まで　同時に３名まで

※定期利用型保育事業の利用者が利用定員に満たない場合は、発注者及び受注者協議のうえ、一時保育事業の利用定員を変更する場合がある。の上限を同時６名までとして、変更することができる。

＜一時保育事業　利用実績＞

年度	年間利用者数
令和８年度（８月末時点）	481人
令和７年度	1,330人
令和６年度	1,083人

３　実施場所

別紙　平面図　一時預りスペース　45.54㎡

昼寝スペース　　13.48㎡

4　業務の具体的事項

⑴　定期利用型保育事業及び一時保育事業の実施

⑵　履行場所の環境整備及び衛生管理

⑶　利用者持参の昼食、任意のおやつ、水分、ミルク等の管理及び提供

⑷　保育業務に従事する職員に対し、月１回以上の検便（細菌検査）の実施

⑸　定期利用型保育利用者との面接及び利用に関する注意事項等の説明、確認等

⑹　定期利用型保育利用者の健康診断

⑺　一時保育事業の利用管理

ア　オンラインシステム又は電話での申請受付及び日時の管理

イ　問診票の管理

ウ　利用料金の徴収

⑻　業務履行に要する消耗品等（玩具類、備蓄食料等を含む。）の管理及び購入

⑼　上記に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務

5　職員配置

次の職員数を基準に職員を配置すること。

管理者 ※長泉町こども交流センター 施設長と兼務	保育士又は保育士以外の保育従事者
（１名）	４名以上

⑴　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第11号）第33条第２項による各利用年齢及び人数に対応可能な人数の保育従事者を配置し、そのうち保育士を常時１／２以上配置すること。

⑵　欠員が生じることのないよう、代替職員の確保等必要な措置を講じること。

⑶　保育士以外の保育従事者は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年５月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の５（３）アに定める基本研修及び５（３）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者とすること。

⑷　定期利用型保育事業の実施がない日については、一時保育事業のみの実施とし、保育士を１名以上配置すること。

6　業務分担区分

業務内容	受注者	発注者
一時保育利用申請の受付	○	
一時保育の決定		○
一時保育の利用料金の徴収	○	
定期利用型保育申請書の受理		○
定期利用型保育の決定		○
定期利用型保育の料金の徴収		○
定期利用型保育利用者の健康診断に関わる嘱託医の依頼		○
定期利用型保育利用者の健康診断の日程調整及び実施	○	

別紙３

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）に関する業務

１　委託事業の基本内容

長泉町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成23年長泉町告示第28-4号）及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年５月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施すること。

２　業務の具体的事項

⑴　会員の登録、管理等

ア　登録希望会員の書類の受領

イ　管理システム（ファミサポくん）への入力

⑵　相互援助活動の管理及び調整

ア　委託会員の要望の確認

イ　受託会員への連絡調整

ウ　自動車保険に関わる書類の作成

⑶　受託会員に登録するための講習会の実施（年２回）

ア　講師との連絡調整

⑷　会員同士の交流会等の実施（年１回程度）

⑸　長泉町ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知及び啓発

⑹　長泉町ファミリー・サポート・センター事業援助活動費補助金交付要綱（平成29年長泉町告示第14号）に関わる書類の受領

⑺　上記に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務

３　職員配置

原則２名以上の配置とするが、他の業務と兼務して差し支えないものとする。

４　業務分担区分

業務内容	受注者	発注者
新規会員の決定及び会員証の発行		○
会員証の作成及び通知の作成、発送	○	
事業援助活動費補助金の交付		○

別紙４

子育てコンシェルジュ（利用者支援事業）に関する業務

１　委託事業の基本内容

利用者支援事業の実施について（平成27年５月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施すること。

２　業務の具体的事項

⑴　地域における幼稚園、保育所等の利用に向けた相談支援

⑵　一時預かり等の各種保育サービスに関する相談支援

⑶　家庭等における子育てに関する相談支援

⑷　育児に不安を抱えた方同士の交流会の実施（年８回程度）

⑸　子育て支援施設への出張相談

⑹　地域の幼稚園、保育所等に関する情報発信

⑺　近隣の利用者支援事業実施者との会議への出席

⑻　上記に掲げるもののほか、発注者が必要と認める業務

３　職員配置

１名配置とするが、他の業務を補助することは、差し支えないものとする。

⑴　職員は、保育士資格を有し、保育園等において十分な実務経験を有する者で、長泉町及び近隣の保育所情報、子育て支援等への実情を理解している者

⑵　職員は、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年５月21日付雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修実施要綱」別表１に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修及び別表２－２の１に定める子育て支援員検問研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修を修了している又は修了する予定の者